

第 3 章 基本的な方針

1 基本的な方針

次のとおり4つの基本目標（目指すべき姿）と8つの事前に備えるべき目標を定めます。

なお、基本法第14条において、国土強靱化地域計画には基本計画との調和が求められていることを踏まえ、基本計画及び県計画に準拠して定めます。

【基本目標（目指すべき姿）】

- 1 人命の保護を最大限図る
- 2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- 4 迅速に復旧・復興する

【事前に備えるべき目標】

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

2 重視する視点

基本目標及び事前に備えるべき目標の実現に向け、次の視点を重視して強靱化を推進します。

(1) 長期的観点からの推進

- ・本市の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討し、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ・大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない地域・経済社会システムの確保に当たっては、平時における状況変化への対応力や生産性・効率性の向上にも資するように取り組む。

(2) 各主体及び地域間連携の推進

- ・強靱化に向けた取組の実施主体は、市だけでなく国、兵庫県、事業者、市民等の多岐にわたることから、関係者相互における連携協力を一層強化して推

進する。

- ・兵庫県や関西広域連合での一体的な取組により、近隣府県や市町への広域応援・受援機能を充実させ、広域にわたる被害を引き起こす巨大災害に備える。

(3) 効果的な施策の推進

- ・想定される被害や地域の状況に応じて、防災施設の整備等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・自らの命は自ら守る「自助」及び互いに助け合って守る「共助」からなる地域防災力の向上と、「公助」の機能強化を適切に組み合わせ、官（市、国、県）と民（事業者、市民）が役割分担して取り組む。
- ・各施設や取組が非常時に効果を発揮するだけでなく、平時においては地域社会等で有効に活用される対策となるように取り組む。
- ・人口減少社会の到来と少子・高齢化の一層の進展等、本市を取り巻く社会情勢に対応した施策を推進する。

(4) 効率的な施策の推進

- ・限られた財源の中、既存の社会資本を有効活用することで、費用を縮減しつつ、効率的に施策を推進する。
- ・計画的な定期点検の実施や予防保全の推進、適切な時期の更新等により、効率的な施設の維持管理を推進する。
- ・社会資本整備に当たっては、測量・設計・施工等の全ての建設精算プロセスにおいて、ICT等最新技術を活用し、生産性向上を図り効率的に進めて行く。

(5) 個別事業の取組

① ハード整備の推進

- ・南海トラフ地震等に備える地震・津波対策、兵庫県総合治水条例（平成24年条例第20号）に基づく総合的な治水対策等による土砂災害対策等、災害に対応した個別施策を着実に推進する。
- ・本市が有する豊かな自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮して施策を推進する。

② ソフト対策の推進

- ・地域全体で強靱化を推進するため、人のつながりやコミュニティ機能を強化することで、災害時にも機能する自助・共助の仕組みを構築する。
- ・地域における担い手の育成・確保するため、自主防災組織への支援や、小中学校における防災教育、防災リーダーの育成等、これまでの成果を踏まえた取組を推進する。
- ・地域を超えた助け合いの仕組みを構築するため、災害ボランティアの活動の支援等に取り組む。
- ・妊産婦、高齢者、子ども、障害者、外国人等が避難行動要支援者となる可能性が高いことを鑑み、十分配慮して施策を推進する。

3 特に配慮すべき事項

○平成30年6月以降の災害からの教訓を踏まえた対策

平成30年は、大阪府北部地震、7月豪雨、台風第20号、台風第21号、北海道胆振東部地震等の相次ぐ災害に見舞われたことを受け、国は「重要インフラの緊急点検」を実施し、生命や財産の保護に加えて、国民の暮らしや経済活動を支える重要なインフラの機能を、災害に対して維持する必要があることについて、多くの知見を得ました。以下に、本市にも関わりのある具体的事例を示します。

- ・揖保川、林田川、栗栖川等、河川が氾濫した場合に湛水深が深くなり、甚大な人命被害等が生じるおそれがある区間への対応が必要であること
- ・豪雨等により発生する鉄道施設付近の斜面の崩落等から車両避難等の対策が必要であること
- ・幹線道路等の法面・盛土について、鉄道近接や広域迂回等社会的影響が大きい箇所において、土砂災害等に対応した道路法面・盛土対策等を行う必要があること
- ・ブロック塀等の倒壊や多発した小規模ため池の決壊等への課題に対応する必要があること
- ・気象情報や避難情報等の防災情報を、市民の避難行動に確実に結び付ける必要があること
- ・電柱が倒壊し、道路が閉塞することによる復旧活動の阻害や、電線が寸断され、停電が発生する等の課題に対応する必要があること
- ・災害対応病院等について、診療機能を最低でも3日間程度、可能な限り1週間程度維持するための設備の増設等が必要であること